

カテゴリー：お知らせ

令和4年5月31日

## 教職員による児童生徒性暴力等の通報相談窓口の開設について

令和4年4月1日から「教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、教職員による性暴力等の早期発見・対処が可能となるよう、児童生徒等の通報・相談窓口を各学校に開設します。

### 1 運用開始

令和4年6月1日から

### 2 対象者

県立学校に通う児童生徒及びその保護者

### 3 通報・相談方法

各学校から配布されるリーフレットに記載された二次元バーコードを、スマートフォン等で読み取り、必要事項を入力。

匿名での相談も可能です。

### 4 通報・相談できること

教職員から児童生徒に対する性暴力等（同じ窓口で体罰についての通報・相談も受け付けます）

### 5 通報・相談受付後の流れ

通報・相談は各学校の校長、副校長、教頭などの管理職が受け付けて対応します。

相談者の話を丁寧に聞き、事実確認をし、今後の対応について検討します。

県教育委員会にも窓口を開設します。